

「ユニット型桜の丘短期入所(介護予防短期入所)生活介護事業所」

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。(熊本県指定 第 4372801706 号)

当事業所は、御契約者に対して短期入所生活介護サービスおよび介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたいことを、次の通り説明します。

※当施設の入所は、原則として要支援認定、要介護認定の結果「要支援 1,2・要介護 1～5」と認定された方が対象となります。

1. 事業者

- (1)法 人 名 社会福祉法人 綾友会
- (2)法人所在地 熊本県上益城郡甲佐町西寒野 1161
- (3)電 話 番 号 096-234-1191
- (4)代表者氏名 理事長 谷田 理一郎
- (5)設立年月日 昭和 59 年 9 月 29 日

2. 事業所の概要

- (1)事業所の種類 指定短期入所生活介護事業
平成 26 年 4 月 1 日 指定 熊本県 4372801706 号
指定介護予防短期入所生活介護事業
平成 26 年 4 月 1 日 指定 熊本県 4372801706 号
- (2)事業所の目的 指定短期入所(介護予防短期入所)生活介護は、介護保険法令に従い、ご契約者(利用者)が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に短期入所生活介護(介護予防短期入所)サービスを提供します。
- (3)施 設 の 名 称 ユニット型桜の丘短期入所生活介護事業所
- (4)施設の所在地 熊本県上益城郡甲佐町西寒野 1161
- (5)電 話 番 号 096-234-1191
- (6)事業所長(管理者)氏名 宮崎眞樹子
- (7)当事業所の運営方針 事業所の職員は、利用者が要支援・要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持、回復を図りもって利用者の生活機能の維持又は、向上に努めます。

- 2 事業の運営にあたっては、明るく家庭的な雰囲気を持ち、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供するものと密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(8) 設立年月日 平成 26 年 4 月 1 日

(9) 事業の実施地域 甲佐町 美里町 御船町

(10) 営業日および営業時間

営業日	毎日
受付時間	8:30～17:30(時間外は、併設事業所にて受付可)

(11) 利用定員 5 人 (併設するユニット型地域密着型介護老人福祉施設の空床を利用)

(12) 居室等の概要

当事業所では、以下の居室・施設をご用意しています。入居される居室は、全室 1 人部屋となります。

居室・設備の種類	室 数	備 考
個室(1 人部屋)	5 室	ベッド、エアコン
共同生活室	1 室	オープンキッチンにて調理、食事、リビング
浴 室	1 室	小風呂、浴槽内昇降機付き利用も可
洗面設備	5 箇所	各居室内に設置
便 所	3 箇所	2居室ごとに設置

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護(介護予防短期入所)サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉(職員の配置については、指定規準を遵守しています。)

職 種	
1. 事業所長(管理者)	1 名(兼務)
2. 介護職員	利用者に対し3対1(兼務)
3. 生活相談員	1 名(兼務)
4. 看護員	1 名(兼務)
5. 機能訓練指導員	1 名(兼務)
6. 管理栄養士	1 名(兼務)
7. 医師	1 名(非常勤)

4. 当事業所が提供するサービス利用料金

当事業所では、ご契約者に対して、以下にサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。

(1) 介護保険の給付対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分(通常 9 割)が介護保険から給付されます。

〈サービス概要〉

① 入 浴

- ・入浴又は清拭を御契約者の希望に応じ行います。
- ・ご契約者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営む事が出来るよう、適切な方法により行います。

② 排 泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③ 栄養管理

- ・管理栄養士により、ご契約者の栄養状態に応じて栄養管理を行います。

④ 健康管理

- ・医師や看護師が健康管理を行います。また、協力医療機関と24時間の連絡体制を確保しご契約者の健康管理に努めます。

⑤ 機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥ 送 迎

- ・ご契約者の心身の状態、ご家族の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められるご契約者に対して、その居宅と事業所との間の送迎を行います。

⑦ その他自立への支援

- ・各ユニットにおいてご契約者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、ご契約者の心身の状況に応じ、適切な技術をもって行います。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活を送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

〈サービス利用料金(1 日あたり)〉(契約書第8条参照)

別紙 サービス料金表参照

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第5条、第8条参照)

以下のサービスは、利用料金の金額をご契約者の負担となります。

〈サービス概要と利用料金〉

① 食事の提供

- ・ 当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ ご契約者が相互に社会的関係を築くことが出来るよう、その意思を尊重つつ、共同生活室で食事をとっていただくことを支援します。

〈食事時間〉（あくまで目安でありご契約者の希望によります。）

朝食 ～8:00～ 昼食 ～12:00～ 夕食 ～18:00～

② 居室の提供

③ 通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施区域外の地区にお住まいの方で、当事業所を利用される場合は、区域外の距離に応じて、送迎費用として、下記料金をいただきます。

料金：1kmあたり 20 円

④ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料などの実費をいただきます。

⑤ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧することができますが、複写物を必要とする場合は、実費をご負担いただきます。

1枚につき 10 円

⑥ テレビ等の電化製品の使用料金 1日1品につき 30円（電気代相当）

ご契約者の希望により、電化製品を持ち込みやレンタルして使用される場合、使用料金がご契約者の負担となります。なおレンタルの物品については、使用中故意に破損が認められる場合には、ご契約者の弁償負担となります。

(3)その他の料金

① 理髪・美容〈理髪・美容サービス〉

定期的に理容師の出張による理髪サービス（理髪、顔剃、洗髪）をご利用いただけます。

利用料金：実費

② 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用で、ご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

おむつ代は、介護保険給付対象となっていますので、ご負担の必要はありません。

③ 施設立替払いによるお支払い

①、②又は病院受診等の費用については、施設において一時立替えを行います。

④ ①、②、③は毎月請求書を送付し、お支払いいただきます。

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2カ月前までにご説明します。

(4) 利用料金のお支払い方法(契約書第8条参照)

前記(1)、(2)の料金は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので以下の方法でお支払いください。

- 金融機関口座からの自動引き落とし
- 現金による窓口払い

(3)の費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので以下の方法でお支払いください。

- 現金による窓口払い

(5) 利用の中止、変更、追加(契約書第9条参照)

- ・ 利用予定日の前にご契約者の都合により、短期入所生活介護(介護予防短期入所)サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を変更することができます。
- ・ 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	実費相当額

- ・ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、ほかの利用可能日時を契約者に提示して協議します。
- ・ ご契約者サービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、すでに実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 苦情の受付について(契約書第24条参照)

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は、以下の専門窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口

職名 生活相談員 担当者 吉田めぐみ(不在時は他の職員が対応)

○ 受付時間 8:30～17:30(この時間以外は他の職員が対応)

※事前にご連絡いただければ24時間受付可。又、事務室カウンターに苦情受付ボックスを設置。

(2) 第三者委員について

別紙「苦情解決の制度について」に基づき対応いたします。

(3) 行政機関その他苦情受付機関

甲佐町役場 介護保険係	所在地 上益城郡甲佐町大字豊内 719-4 電話番号・FAX 096-234-1111 096-234-3964 受付時間
国民健康保険団体連 合会 (熊本県)	所在地 熊本市健軍1丁目 18-7 電話番号・FAX 096-214-1101 096-214-1105 受付時間
熊本県社会福祉協議 会	所在地 熊本市南千反畑町3-7 県総合福祉センター 内 電話番号・FAX 096-324-5454 096-355-5440 受付時間

6. 第三者評価の実施について

当法人は第三者評価は実施しておりません。

7. 事故発生時の対応について

事故発生時にはマニュアルに従い医療処置等、迅速に対応いたします。また、家族への連絡も迅速に、誠意を持って行います。

8. 身体的拘束等の禁止について

当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行いません。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

9. 虐待の防止のための取組について

(1) 虐待防止に関する責任者は、以下の者を選定しています。

職名 生活相談員担当者 吉田めぐみ(不在時は他の職員が対応)

- (2) 虐待の防止のための指針を整備するとともに、虐待の防止のための対策を行う検討委員会、従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的に開催しています。
- (3) 虐待等に関する利用者及びその家族からの虐待等に関する相談を対応するとともに、虐待等が明らかになった場合は速やかに市町村の窓口に通報します。

10. 非常災害時の対応

非常災害時(感染症、風水害、地震等を含む)の対策について、非常時の対応方法、平常時の訓練、防災設備、医療機関への通報及び連携体制等について、BCP に記載しております。

11. 衛生管理の取組について

感染症、又は食中毒等が発生、蔓延しないように、研修並びに委員会を開催致します。そのほか、厚生労働大臣が定める感染症、又は食中毒等の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

12. 個人情報の利用目的について

別紙の個人情報の利用目的の要領にて適切に対応いたします。

年 月 日

指定短期入所生活介護(介護予防短期入所)サービスの提供の開始に際し、本書面に
基づき重要事項の説明を行いました。

ユニット型桜の丘短期入所生活介護事業所

説明者職名 氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サ
ービスの提供開始及び個人情報の利用目的に同意しました。

利用者 住所

氏名

代理人等 住所

氏名

家族代表 住所

氏名

利用の皆様へ

苦情解決の制度について

●もしご不満に思うことがあるときは

桜の丘が提供する諸サービスについては、すべての皆様にご満足いただけるよう職員一同日々全力を尽くしております。しかし、サービスご利用の方ならびにご家族の方で、桜の丘へのご不満や改善を望むことがありましたら、ご遠慮なくお申し出ください。

●第三者委員とは

第三者委員とは、サービス利用者と桜の丘の間に入って、問題を公平・中立な立場で円滑・円満に解決するために設けられた制度です。希望される場合は第三者委員を交えて話し合いもできます。

当桜の丘の第三者委員は

関 輝明	氏	綾友会監事・行政書士
上村 美智子	氏	元甲佐町役場職員

●施設長に話を聞いてほしい場合

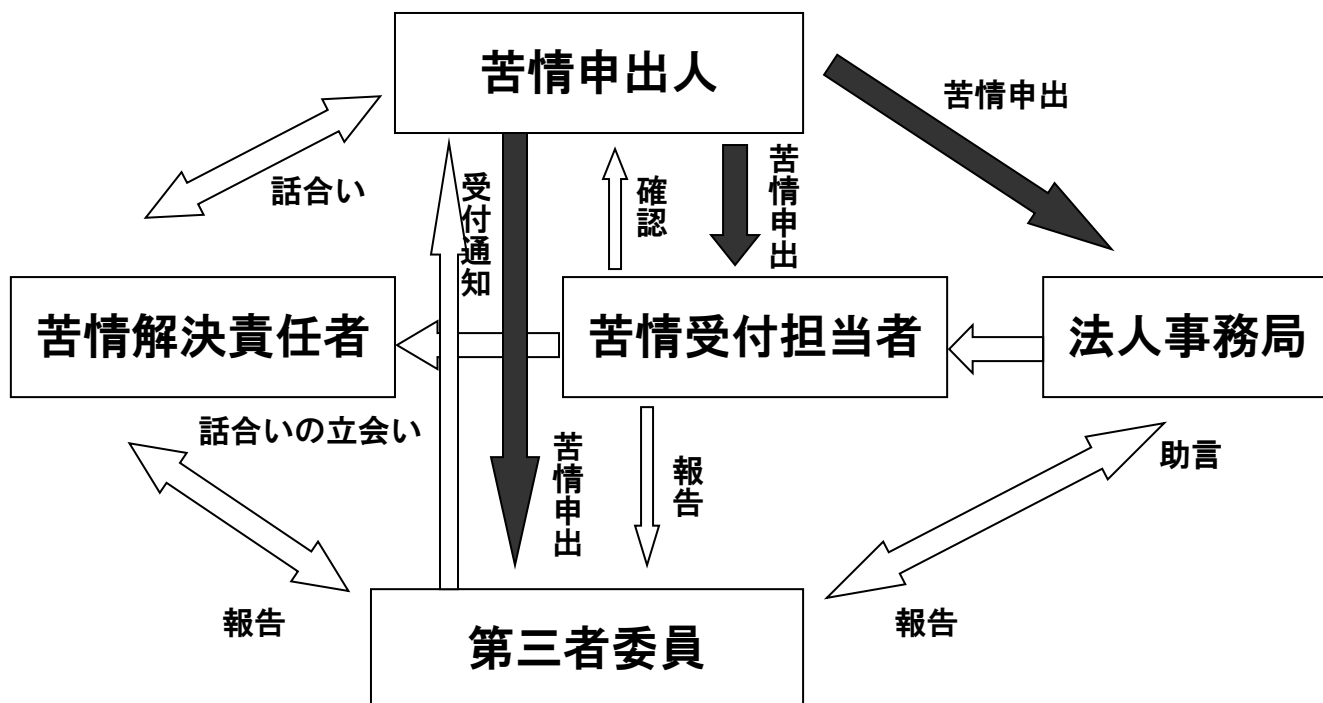
施設長は苦情解決責任者です。施設長に直接会って話し合いを希望する場合は桜の丘の苦情受付担当者の吉田めぐみまでお申し出ください。

●名前を出したくないけれど・・・

匿名での苦情申し出もできますので、桜の丘に備え付けの苦情受付箱へ投函するか、切手を貼って郵送してください。

●費用は一切かかりません。

●苦情解決の仕組み



苦情の申し出先

〒861-4609
 熊本県上益城郡甲佐町西寒野 1161
 ユニット型桜の丘短期入所生活介護事業所
 苦情受付担当者
 吉田 めぐみ まで
 TEL096-234-1191
 FAX096-234-1108

〒861-4609
 熊本県上益城郡甲佐町西寒野 1161
 社会福祉法人 綾友会 事務局
 TEL096-234-1191
 FAX096-234-1108
 E メール info@sakuranooka.or.jp

〒869-0416
 熊本県宇土市松山町 1408-1
 介護老人福祉施設桜の丘
 第三者委員
 関 輝明
 TEL090-7384-3172

〒861-3243
 熊本県上益城郡甲佐町白旗 1329
 介護老人福祉施設桜の丘
 第三者委員
 上村 美智子
 TEL096-234-0176

個人情報の利用目的

社会福祉法人綾友会では、個人情報保護法及び利用者及び家族の権利と尊厳を守り安全管理に配慮する「個人情報に関する基本方針」の下、ここに利用者等の個人情報の「利用目的」を公表します。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

1. 施設内部での利用目的

- ① 施設が利用者等に提供する介護サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 介護サービスの利用にかかる施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ・入退所の管理
 - ・会計、経理
 - ・介護事故、緊急時等の報告
 - ・当該利用者の介護・医療サービスの向上

2. 他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ① 施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所、協力医療機関等との連携、照会への回答
 - ・その他の業務委託
 - ・利用者の診療等に当たり、外部の医師の意見・助言を求める場合
 - ・家族等への心身の状況説明
- ② 介護保険事務のうち
 - ・保険事務の委託（一部委託を含む）
 - ・審査支払い機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
- ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

1. 施設内部での利用に係る利用目的

- ① 施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ・介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
 - ・施設等において行われる学生等の実習への協力
 - ・施設において行われる事例研究等

2. 他の事業者等への情報提供に係る利用目的

- ① 施設の管理運営業務のうち
 - ・外部監査機関、評価機関等への情報提供

なお、あらかじめ利用者本人及び家族の同意を得ないで、利用目的の必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う事は致しません。

社会福祉法人 綾 友 会
理事長 谷田理一郎
ユニット型桜の丘短期入所生活介護事業所
管理者 宮崎 眞樹子

利用者からの苦情を処理するために

講ずる措置の概要

事業所又は施設名	ユニット型桜の丘短期入所生活介護事業所
申請するサービスの種類	短期入所（介護予防短期入所）生活介護事業
1. 利用者からの相談または苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置 熊本県上益城郡甲佐町大字西寒野 1 1 6 1 番地 ユニット型桜の丘短期入所生活介護事業所 Tel 096-234-1191 担当者 生活相談員 吉田めぐみ 2. 円滑かつ迅速に苦情処理を行う為の処理体制・手順 ・ 苦情処理台帳に記載。 ・ 苦情処理についての事実確認を行う。 ・ 苦情処理方法を記載し、管理者決議。 ・ 苦情処理について、関係者との連携を行う。 ・ 苦情処理の改善について、利用者に確認を行う。 ・ 苦情処理は、1日以内に行われることを原則とする。 ・ 苦情処理についての成果等を台帳に記録する。 3. 苦情についての居宅介護支援事業者に対する対応方針等 ・ 居宅介護支援事業者に苦情報告と改善についての連絡を行う。 4. 市町村、国民健康保険団体連合会に対する対応方針等 ・ 市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は職員からの質問若しくは照会に応じ、苦情に関して市町村が行う調査に協力する。 ・ 市町村から指導又は助言を受けた場合においては、必要な改善を行う。 ・ 市町村からの求めがあった場合には、改善の内容を報告する。 ・ 利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、必要な改善を行う。 ・ 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を報告する。	

5. その他参考事項

当事業所の行う短期入所生活介護支援に対する苦情処理については、以下のとおり対処する。

1. 短期入所生活介護支援におけるサービス内容に対する苦情については、利用者居宅介護支援事業者と協議し内容を確認のうえ見直しをする。
協議の上、解決しない苦情は、場合によっては県の処理機関への申し立ての援助をする。
2. 人間関係に基づく苦情については、利用者や家族、居宅介護支援事業者、保険者と話し合いのうえ、解決を図る。
3. 解決しない場合は、利用者の申出による解約に応じる。

6. 次の公共機関、第3者委員においても苦情申し出ができます。

- ・ 市町村介護保険相談窓口 電話番号 096-234-1111
- ・ 熊本県国民健康保険団体連合会（国保連） 電話番号 096-214-1101
- ・ 第3者委員
関 輝明 電話番号 090-7384-3172
上村 美智子 電話番号 096-234-0176